

労災医科診療行為マスタ 登録内容の一部訂正

令和元年9月30日

診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
101110010	初診料	5 (変更)	新又は現点数	3760.00	3820.00	令和元年10月診療分から適用
101110040	初診料 (同一日複数診療科受診)	5 (変更)	新又は現点数	1880.00	1910.00	令和元年10月診療分から適用
101120010	再診料	5 (変更)	新又は現点数	1390.00	1400.00	令和元年10月診療分から適用
101120040	再診料 (同一日複数診療科受診)	5 (変更)	新又は現点数	690.00	700.00	令和元年10月診療分から適用
101120050	電話等再診料	5 (変更)	新又は現点数	1390.00	1400.00	令和元年10月診療分から適用
101120060	同日再診料	5 (変更)	新又は現点数	1390.00	1400.00	令和元年10月診療分から適用
101120070	同日電話等再診料	5 (変更)	新又は現点数	1390.00	1400.00	令和元年10月診療分から適用
101120080	電話等再診料 (同一日複数診療科受診)	5 (変更)	新又は現点数	690.00	700.00	令和元年10月診療分から適用

※ 改訂分ファイルについては、改訂をしたレコードのすべての項目を記載しています。